

ストップ!

税の滞納

自動車、スクーター、テーブルセット…。これらは市税の滞納処分により、市が差し押さえ公売したものの一部です。市では税の公平性と公共サービスの充実を行う財源確保のため、滞納整理に積極的に取り組んでいます。悪質な滞納には財産の差し押さえなど厳しく処分を執行します。



写真 差し押さえ公売した財産の一部

市税だけで滞納額9億円

市民の皆さんが納める市税や固定資産税、軽自動車税などの市税は、福祉や子育て、市道の整備など、市のさまざまな施策を行うための財源となっています。

5ページの表で市税がどれだけ納められたかを示す「収納率」を見ると、平成22年度現年度分の市税の収納率は98.2%と市民の大多数の皆さんが年度内に納めていただいています。一方で、年度内に納められなかった過年度分の市税の収納率は、23.2%にとどまっています。昨年度の市税の滞納額は総額9億1千2百万円余りで、このうち過年度分の滞納額が7億1千2百万円余りと約78%を占めており、年度内に納められず滞納期間が長期化すると納付がむずかしくなることが分かります。



督促状・催告状(写真)は必ず中をご確認ください。

財産の差し押さえは最後の手段

市では、納期限までに市税が納めていただけなかった場合、市税コールセンターからの電話や、督促状、催告書を送付しています。これらの通知を無視し、

滞納処分までの流れ

納期限までに納付がない場合は、本税に延滞金を加算され、次のような滞納処分を行います。

- ① 督促・催告
自主納付を促すため督促状・催告書をお送りします。
- ② 財産調査
国税徴収法、地方税法の規定により、金融機関、勤務先、取引先などに質問や調査を実施します。
- ③ 家宅搜索
高額滞納者、悪質滞納者の場合は、財産発見のために家宅搜索(住宅・事務所など)を行います。家宅搜索は裁判所の令状を必要とし、強制捜査で、滞納者の意思によらず実施します。
- ④ 差し押さえ
不動産や自動車などの動産、預貯金、給与などの債権の差し押さえを行います。
- ⑤ 公売・換価・充当
差し押さえた財産を公売(売却)により換価(現金化)し、滞納金に充当します。

◎注目情報 2 ストップ! 税の滞納

●市税収納率の推移

年度	20	21	22
現年度分	97.63	97.80	98.23
過年度分	20.39	19.84	23.17

単位：%

●市税滞納額の推移

年度	20	21	22
現年度分	296,790	255,949	200,433
過年度分	627,313	717,411	712,271
合計	924,103	973,360	912,704

単位：千円

●差し押さえによる徴収金額と件数の推移

年度	20	21	22
差押件数(件)	699	863	1,012
強制徴収(円)	38,777,149	44,882,888	48,642,426
自主納付(円)	15,912,366	14,443,541	16,516,935
合計(円)	54,689,515	59,326,429	65,159,361

※市税とは、「市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」などです。
 ※「現年度分」はその年度に課税された税を指し、「過年度分」は、一年以上前に課税された税金を指します。
 ※差押件数・徴収金額には国民健康保険税を含みます。
 ※介護保険料、保育料、水道料金などは含まれません。

たり、財産があるのに納付しないといった場合は、最後の手段として財産を差し押さえる滞納処分を行います。(下記、滞納処分までの流れ参照)
 市税の徴収には、ローンなどの私債権に対して優先権が定められており、裁判所の令状によらずに差し押さえなどの滞納処分を強制執行できる権限が認められています。
 市では、積極的な滞納処分を行い、滞納の早期解消に努めています。差し押さえた財産は、

県との合同公売会やインターネット公売を通じて現金化し、滞納金に充当しています。その結果、差し押さえ件数は年々増加しており平成22年度は、1,012件、金額にすると6千5百万円余りを滞納金に充てました。また、徴収困難事案などは、本年度から県と県内各市町村による滞納整理専門組織として発足した「長野県地方税滞納整理機構」へ移管し、滞納額の縮減に努めています。

滞納は損 まずは納税相談を

税金を滞納している人は、近年の経済状況などから仕事や家庭の事情など、さまざまな問題を抱えていることが少なくありません。

しかし、滞納をそのまま放っておくと延滞金や財産の差し押さえなど、経済的な不利益を受けます。また、滞納処分の際には、勤務先などへ給与額の調査を行うため、社会的な信用も失うことになる恐れがあります。税の滞納は損なことばかりです。納付が困難な場合は放置せず、まずは市収納課にご相談ください。

税金はさまざまな市民サービスを提供するために欠かせないものです。市は、納税相談の充実や、悪質な滞納には厳しく処分を行い、今後も市税などの収納率向上と税負担の公平性の確保に努めていきます。

豊科総合支所内収納課

(TEL) 72・3111 (FAX) 72・8340

※滞納処分は、滞納金がなくなるまで何度でも行います。